



News Letter

第12号

行政書士かがわ

発行

〒761 - 0301

高松市林町2217番地15

香川県行政書士会

TEL 087 - 866 - 1121

FAX 087 - 866 - 1018

<http://www.k-gyosei.net/>

建設工事の競争参加資格審査における 経営事項審査の取扱いについて

国土交通省より届きました「経営事項審査の取扱いに関するお知らせ」を以下のとおりお知らせいたします。

日行連発第1432号
平成20年3月14日

各単位会長殿

日本行政書士会連合会
会長 宮本 達夫
第一業務部
部長 北口 義明

建設工事の競争参加資格審査における 経営事項審査の取扱いについて

国土交通省大臣官房地方課から、平成21年度と平成22年度の建設工事の競争参加資格審査における経営事項審査の取扱いに関するお知らせを頂戴しました。

国土交通省直轄の建設工事の競争参加資格審査に使用する経営事項審査に係る総合評定値や経営事項審査の審査基準の改正に伴う再審査の取扱いなど、行政書士業務に関連する分野の案内であることから、早急に会員への周知を図りたいと考えております。

つきましては、貴会におかれましても内容をご理解いただいたうえで、会員への周知等にご協力くださるようお願いいたします。

なお、本文書添付の国土交通省からの案内文書につきましては、月刊日本行政5月号に掲載する予定であることを申し添えます。

[添付文書]

「平成21・22年度 建設工事の競争参加資格審査における経営事項審査の取扱いについてのお知らせ（国土交通省直轄工事の場合）」＜平成

20年3月10日付け国土交通省大臣官房地方課>

以上

平成20年3月10日
国土交通省大臣官房地方課

平成21・22年度 建設工事の競争参加資格 審査における経営事項審査の取扱いについて のお知らせ（国土交通省直轄工事の場合）

経営事項審査は公共工事を請け負おうとする建設業者に義務付けられた経営に関する客観的事項の審査であり、平成19年9月の中央建設業審議会総会における経営事項審査の改正案についての審議を踏まえ、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成20年1月31日国土交通省令第3号）が制定されるとともに、平成20年1月31日付け国土交通省告示第85号をもって建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされ、同日付け国土交通省国総建第269号をもって、「経営事項審査の事務取扱いについて」が改正されたところです。

これらを踏まえ、平成21・22年度国土交通省直轄の建設工事の競争参加資格審査に使用する経営事項審査に係る総合評定値について、次のとおり取扱う予定ですのでお知らせいたします。

1 平成21・22年度建設工事の競争参加資格 審査に必要な総合評定値

経営事項審査の審査基準日が、競争参加資格審査（以下「資格審査」という。）の定期受付の申請書類提出期間終了日の1年7月前までのものであって、資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査に係る総合評定値であること。

ただし、上記平成20年1月に改正された審査項目及び基準（以下「改正後の基準」という。）による経営事項審査の総合評定値（2に記載の再審査による場合を含む。）に限る。

2 経営事項審査の審査基準の改正に伴う再審査
 1 による総合評定値について、決算期の関係で資格審査の申請期間終了日までに、改正後の基準による通知を受ける事ができない場合には、改正前の基準による1の総合評定値について、再審査を以下の期間内に受けて下さい。(なお、再審査の場合も経営状況分析については、登録経営状況分析機関からの結果通知書が必要となりますので御留意願います)
再審査申立期間：平成20年4月1日(火)～平成20年7月29日(火)(主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に申立書及び添付書類を提出して下さい。)

3 経営事項審査の申請から通知までの期間等
 建設工事の競争参加資格審査の定期受付に係る申請書類(インターネットを使用して申請する場合の申請用データを含む。)の提出期間は、現在のところ以下の期間を予定しております。
 また、この際に必要となる再審査を含む改正後の基準による総合評定値は、申請から通知が届くまでに3ヶ月程度要しますので、申請者は資格審査の申請に間に合うよう早めに経営事項審査の申請をお願いします。
 (定期受付に係る申請書類の提出期間)
 ・インターネット方式：
 平成20年12月～平成21年1月中旬
 ・文書方式：
 平成20年12月～平成21年1月
 (登録部局によって、提出期間が異なります。)

総合評定値の再審査について
 平成21・22年度の資格審査は、統一的な評価基準に基づく審査実施の観点から、改正後の基準による総合評定値に基づく審査を行う予定です。
 再審査が必要な方について、再審査を受けなかったため、改正後の基準による総合評定値の通知が資格審査の定期受付期間に間に合わなかった場合には、改正後の総合評定値の通知を受けたうえで、後日、随時受付をしていただくこととなりますので、定期受付に係る競争参加資格の認定(平成21年4月1日を予定)が必要な場合は、必ず2に記載の再審査を受けるよう御留意願います。

問合せ先(代表電話03-5253-8111)
 (地方整備局(港湾空港以外)について)
 国土交通省 大臣官房地方課 公共工事契約指導室

- 内線21964
 (大臣官房会計課、運輸局、航空局、気象庁、海上保安庁、高等海難審判庁及び国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎)について)
 国土交通省 大臣官房会計課 契約制度管理室 内線21834
 (官庁営繕部について)
 国土交通省 大臣官房官庁営繕部管理課 内線23153
 (地方整備局(港湾空港)について)
 国土交通省 港湾局総務課 内線46184
 (北海道開発局について)
 国土交通省 北海道局予算課 内線52316

自動車登録業務等実施要領の一部改正について

日行連から通知がありましたので、香川県行政書士会ホームページへ掲載いたしました。
 内容 自動車登録業務等実施要領の一部改正について
 自動車登録業務等実施要領

総務部

職務上請求書について

昨年、他県行政書士が「職務上請求書」を悪用し、戸籍謄本や住民票などを不正に取得する事件が発生し、本会にも注意が促されているところです。
 会員の皆さんは十分認識されていると思いますが、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の「取扱いに関するガイドライン」及び「記入要領」を今一度見直していただき遵守されるようお願いいたします。
 なお、平成18年度に払い出しをした職務上請求書については、使用期限が平成20年3月31日となっているので、今一度確認して下さい。
 新年度の払い出しについては、本年5月1日施行予定の「戸籍法の一部を改正する法律」及び「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により第三者による戸籍謄本等の交付請求要件が明確かつ具体的に示すことが求められていること等から新様式に変更されます。現在、日行連より新様式が

届くのは、5月1日施行以降との通知が届いていません。

そこで、当面使用できる職務上請求書が届いているので利用される方は本会事務局へお申し出下さい。

平成 20 年 4 月 1 日から新様式が届くまでの間、払い出す請求書使用期限は「平成 21 年 3 月 31 日」となりますのでご了承下さい。

平成 20 年度定時総会について

平成 19 年度も残すところ後わずか、各部におきましては本年度の事業もほぼ終え、新年度の事業計画を策定中です。

そうした中、平成 20 年度の定時総会を下記のとおり計画いたしました。

つきましては、多くの会員の皆さんに出席していただき貴重なご意見をいただきたいと思っております。

記

日 時 平成 20 年 5 月 24 日 午後 1 時より

場 所 マリンパレスさぬき

所在地 高松市福岡町 2 丁目 3 番 4 号

電 話 087 - 851 - 6677

問い合わせ先 (本会事務局)

電話 087 - 866 - 1121

開催通知は別途送付します。

業務研修部

研修会の運営方針について

業務研修部部長 石河光典

研修会実施の運営について大幅な見直しを行ない、平成 20 年度より下記のとおり実施しますのでお知らせ致します。

研修会の方針

1. 会員全員を対象としているので今後は資料代は徴収しない。

例外：法定業務研修会等については徴収する。

2. 現在メインの研修会場となっている香川産業頭脳化センターの研修室利用規定には、「研修室での飲食はできない。」という規定があり、現在行っている研修会で会からお茶を渡している行為が規定に抵触するのではないかと。また、飲み物をこぼしてしまった場合の対応(責任の所在)を考えると、今後、会としては規定に従った利

用をするべきであるとの判断から、来年度からは会から飲物はださないこととなりました。また、飲物をこぼしてしまった場合の対応も、「個人責任である。」旨を研修会の前に説明させていただきますこととしました。

3. 行政書士の広報活動の一環であります資格者証の携帯の促進ということで、業務研修部としても研修に参加する場合は、資格者証を持参してもらうこととしました。研修内容には関係ありませんが、出席者の方にはご理解いただき、当部の研修会の運営にご協力いただきたいと思います。

4. 下記掲載のアンケート調査の結果を見てもらえば、会場については、香川産業頭脳化センターで非常によい評価をいただいておりますが、当部としては、西讃・中讃の支部からの出席者が少ないということから、来年度は、丸亀市内の会場を借りて一度研修会をおこなってみようという計画をしております。

今後もよりよい研修会の実施に向けてアンケート調査を継続して参りますので、ご協力をお願いします。

簡単ではございますがご報告させていただきます。

平成 19 年度の研修会アンケート調査結果

項目	5 (良い)	4	3 (普通)	2	1 (悪い)
1. 会場について	138	61	19	1	0
2. 日程について	101	70	43	5	2
3. 受講者の態度 (会場の雰囲気)	132	58	21	2	0
4. 研修内容	108	77	32	2	0

その他意見

- ・権利義務関係(相続)の実務研修会の実施。
- ・業務の危機管理についての研修
- ・研修会の日時をもう少し考えてほしい。
- ・連休後は、研修会はツライ
- ・月曜日と月末は、研修してほしくない。
- ・土曜日や日曜日を活用してほしい。
- ・研修会の内容はよかったが、資料を充実させてほしい。
- ・駐車場がないときがある。
- ・空調の管理についてももう少し考えてほしい。

(暑い・寒い)

- ・携帯電話の使用は控えるように言ってほしい。
- ・途中で席を立つ人が目立つ。

アンケートにご協力していただきありがとうございました。

来年度の研修会の運営の参考になりました。

監察部

監察部長 高嶋康男

監察部の活動として20年度の事業計画として、次の3点を重点的に進めたいと思います。

官公署へ非行政書士排除の協力要請を積極的に行うと同時に、会員自らも行政書士であることを表わす意味で「行政書士資格者証」の表示携帯の徹底を図る。

行政窓口における行政書士法の遵守について、自治体決議をもらうよう市町議会への陳情を支援する。

会員に、非行政書士の行政書士業務行為に対する監察活動の協力要請を行う。

その一環として「News Letter 行政書士かがわ」と「行政書士かがわ」を大いに活用し、監察部の取り組みを知らせる。

某役所での出来事

先日電話にてA氏から、知り合いのB氏が農地法による許可後の農地で、地目変更が出来ていない土地の相続の事で困っている、相談に乗ってあげてくれないかとのことであった。B氏の電話番号を聞き早速に電話をかけてみた。電話ではよく判らない込み入った状況の様なので訪問して話を伺うことにした。約束の時間に訪問すると寒い中待っていただいた様子で、お聞きしたところその内容は、亡母の遺産を受け継ぐ者が2人居り遺言書も作成されていた。

B氏曰く、農業委員会の窓口に行き色々とお話して教えてもらったが、中々複雑で自分でやるにも少し無理な感じがしたので窓口の担当者に「この種の手続は誰に頼めば良いのでしょうか。」と聞いたところ、担当者は当然「役所の方からこの方が良いですよとは言えません。」との解答だった由、当

然の答である。次に発したのは「では個人は紹介できないが団体ならお教えできる。」というので「それはどこでしょうか。」と聞いたところ、「香川県土地家屋調査士会です。そこで聞けば誰か紹介してくれるでしょう。」との返事だったとのこと。そこまでB氏の話聞いて唖然とした。

その窓口は私もよく出向き、親切な担当者であることは以前から認識していた。カウンターの上には香川県行政書士会と香川県の連名のボード板が以前から置かれているのは判っており、有難く思っていた。担当者に悪気はなかったと思うが、農地法の手続は行政書士ではなく土地家屋調査士と云ったことがやや驚きで担当者の無知にもびっくりしたが、行政書士でなくても出入りしていることが窺われ、窓口担当者にも農地法の手続は行政書士ですよと認識してもらおうのが、非行政書士排除にはまず大切でないかと思われる出来事でした。私は土地家屋調査士との兼業なのでどちらからでも受注できた訳であるが、少々複雑な気持ちになりました。

「スリリングな経験」

監察部 児嶋幸男

某月某日、某官庁へ、当県行政書士会が本年度分として編集発行した「会員名簿」を携行し、非行政書士廃除の施策の参考として、一部贈呈した。新刷にして見栄えがする!!「会員名簿」であると自負し、少し興奮気持で担当官に「出先からの - 訪問者に関する行政書士か否かの問合せ - には充分対応出来る。」との言及をした。

すると担当官は、それを手にして「パラパラ」と捲っていたが、あるページのところで手を止め、そこを開示して私に見せ、「名簿なのに、氏名の写真があるのと、ないのがありますが理由がありますか」と怪訝な顔をして、尋ねられた。

私は一瞬「アアッ」と声を発するような状況に追い込まれたものの、絶句せざるを得なかった。

そしてさらに担当官が追い討ちをかける如く「これは!!、ねえー」と言いつのつた。

私は、「写真のないところもありますが、そこは住所、氏名で確認して戴きたい。よろしくお取り計らいたい。」と少し弱気に返答した。

その後、あまり長居もせずして、退席した。まさか「会員名簿」の氏名欄の写真のない部分を指摘されるとは、夢想だにしてなかった。

こちらが「エリ」を正さずして、相手に正義を求めることの無礼さに、身も心も凍りつく感覚に囚われてしまった。

恥ずかしさと、無念さと、自己嫌悪に陥り、今もってその官庁へ向う足が竦んでいる。

本来「会員名簿」は、纏々その目的と使命に副って編集し、発行され、さまざまな形態で現出されている。

当会「会員名簿」は、法的社会正義実現の一翼を担っており、その役割は重要である。

次回の「会員名簿」には、会員全ての写真が網羅されることを、心から願っている。

裁判の経過報告

裁判担当者 宮武 實

謝罪広告請求・損害賠償請求事件 について

平成 20 年 1 月 25 日最高裁判所第二法廷において、上告が棄却されました。よって平成 19 年 9 月 7 日高松高等裁判所が当事件での最終判決となりました。(詳細は News letter 行政書士かがわ 11 号に掲載しています。)

小豆支部便り

平成 19 年度小豆支部活動報告(番外編)

小豆支部副支部長 橋本博之

小豆支部での平成 19 年度の総括をしてみました。ただし、私個人のための総括でありますので、そのつもりでお読み下さい。

5 月 17 日 小豆支部総会

副支部長に就任しました。副だから用もあるまい、まあいいか。

5 月 26 日 本会定時総会

副支部長だから役員選考委員会に出席、小豆支部より本会理事を一人出すように。副だからあんた理事やれ(片山支部長談)...ありゃりゃ

6 月 9 日 初めての理事会

あんた広報部長やれ(稲田会長談)...いやぁ

7 月 18 日 片山支部長行政書士廃業、退会

副だから支部長代理やれ(佐伯支部理事談)...うぉお

12 月 20 日 小豆支部士業有志の忘年会

副だからあんた忘年会の幹事やれ(片山前支部長談)...ええええ

3 月? 日 来年度の人事

あんた来年度も副をやれ(佐伯支部理事談)...おぉ

という訳で小豆支部は来年度も支部長は空席とし、私が副支部長として代理することがすでに決定しております。支部会員 11 名の小さな支部ではありますが、小豆支部から積極的に情報を発信していきたいと思っています。もう 1 年よろしくお願いします。

高松支部便り

香川県行政書士会高松支部総会

開催日時：平成 20 年 4 月 26 日(土)

時間：午後 2 時 30 分 開式予定

場所：マリンパレスさぬき

高松市福岡町二丁目 3 番 4 号

087-851-6677

蟹と温泉の一泊旅行に参加して

高松支部 村井孝之

鳥取県の皆生温泉、日本海に接した有名な温泉地です。恒例となっております高松支部旅行同好会による今年の旅行の目的地です。私は今回この旅行に初めて参加させていただくことになりました。普段はお話する機会がない先生方とも、今回の旅行では、いろいろ冗談を交えた楽しい会話や、また業務についての有益な情報・アドバイス等もいただき、私自身参加させていただいて本当に良かったと心底から思える旅行となりました。

一泊の旅行でしたが、私の性分でしょうか、三泊分の衣服・下着類を旅行カバンに詰め込み、準備万端にて 2 月 2 日の出発日を迎えることになりました。

行きのバスの中では早くもビールを何本か飲み干し、おつまみやスナック菓子など、その後に宴会が控えてあることも忘れ、旅館へ着いた頃には若干お腹が膨れている状態。

でも、宴会場での皆様と戴くおいしい夕食は別腹です。残すどころか、他の先生方が残されたおかげにまで手を出す始末...、大変失礼いたしました。

それと宴会部長を務められた濱田先生と長門先生とがコンビで歌われたピンクレディーのUFO、お二人の意気のあったあの踊りは一体どこで覚えられたのでしょうか...

初日は宴会のみでしたが、二日目は朝から観光ということで、まずは境港市にある海鮮市場に到着。建物の入口をくぐると通路の左右には獲れたばかりの魚介類がたくさん並んでいました。今思えば、両親にカニや魚でもお土産を買って帰ったらよかったと若干後悔しているのですが、今となってはもう遅い。

次に到着した場所が松江市内にあるフォーゲルパーク。フクロウのショーがあると聞き非常に楽しみにしておりました。大きな瞳に何を考えているのか分からない不気味なあの雰囲気、今でも慣れません。でもフクロウってかしこいんですね。女性スタッフが名前を呼んだらちゃんとその方向に飛んでくるのです。余談ですが、3歳になる長男にフクロウってどんな動物なのかということを見せてたくて、「しゃべるフクロウのおもちゃ」を買って帰ったのですが、大変気に入ってくれたようで、「フクちゃん」と勝手に名前を付けては今でも毎晩必ずそれを抱きながら寝ています。かわいいものです。

最後は米子市内にあるお菓子の城です。一瞬、建物がお菓子で作られているのだろうか?と考えたのですが...、まさかそんなことがあるはずはありません。

建物内に入ると、なるほど!お菓子のお店がたくさん並んでいるわけです。甘党の私にとっては楽園です。だんごやクッキー、チョコレートなど、お店の片っ端からツマミ食いをし、お腹もぷっくり膨れて大満足です!もちろん、家族や両親、兄弟にはちゃんとお土産を買って帰りましたよ。

早速ですが、次回の旅行はどこですか?早くも次の旅行を楽しみにしている私です。

西 讃支部便り

1. 支部研修会・新年会開催

1月26日(土)午後5時より、観音寺グランドホテルにおいて、西讃支部研修会・新年会を開催しました。

研修は、高橋 聖先生(西讃支部 副支部長)を講師に迎え、「行政不服審査法」「行政事件審査法」について、行政上の法的関係からはじまり、最新の判例に至るまで、豊富な資料をもとに、たいへ

んわかりやすく研修していただきました。その後、新年会に移り、会員間の懇親を深めることができました。高橋先生はじめ、お忙しい中、多数の方にご参加いただきありがとうございました。

2. 陳情について

2月15日(金)に、「市所管窓口における行政書士法の遵守について」、稲田会長、黒田副会長、曾川理事とともに、西讃支部役員(入江・高橋・福岡)で、観音寺市議会および三豊市議会へ陳情に伺い、陳情書を提出しました。

(西讃支部 支部長 入江宏幸)



観音寺市議会へ陳情



三豊市議会へ陳情